厚生労働省発職高0321第6号

労働政策審議会 会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成25年3月21日

厚生労働大臣 田村 憲久

勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正す

る省令案要綱

第一 勤労青少年福祉推進者に関する省令の一部改正

(略)

第二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

障害者職業生活相談員の資格要件について、高等学校又は中等教育学校を卒業した者に、 高等学校卒業

程度認定試験に合格した者等を含むものとすること。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとすること。

厚生労働省発職高0321第5号

労働政策審議会 会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成25年3月21日

厚生労働大臣 田村 憲久

障 害 者の雇用の促進等に関する法律施行規則 0 部を改正する省令案要綱

第一 障 !害者! 雇 用 調 整 金及び報奨金 の申 請 書  $\mathcal{O}$ 添 付 書 類  $\mathcal{O}$ 追 加

障 害 者 雇 用 調 整 金 及び 報奨 金  $\mathcal{O}$ 申 請 書 を 提 出 す うる際、 その 雇 用する労働 者  $\mathcal{O}$ 数が常時三百人以下である

事 業主 に . あ つて は、 その 雇 用 す る身 体障· 害 者 で ある労働 者 等  $\mathcal{O}$ 障 害  $\mathcal{O}$ 種 類 及 Ţ 程 度 を 明ら か にす ,る書類: 並

び に当 該 **吟障害者** ロの労働・ 時間  $\mathcal{O}$ 状況を明らか にする書類を添付するものとすること。

第二 障 害者 雇 用 納 付 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 申 告 書 0 添 付 書類 に係る 記 載事 <u>項</u>  $\widehat{\mathcal{O}}$ 追 加

障 害 者 雇 用 納 付 金  $\mathcal{O}$ 申 告 書  $\mathcal{O}$ 添 付 書 類 に 記 載 す んる事 項 に、 身体障 害者である労働者等 の労働 時 間  $\mathcal{O}$ 状況

を明らかにする事項を追加するものとすること。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 施行期日等

施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとすること。